

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	火災等共済組合等が、契約者たる中小企業者に対して共済金の支払いを確実かつ円滑に行えるように、異常危険準備金の積立てを促進し、異常災害に対応できる財務基盤の確保に万全を期す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する。
	政策目標の達成状況	異常危険準備金の額は、最近の異常災害の多発により取崩しが続いたため、減少の一途で低水準になっている。 【異常危険準備金の額の推移】 平成28年度 9,324百万円 平成29年度 9,515百万円 平成30年度 6,381百万円 令和元年度 5,409百万円 令和2年度 5,358百万円 ※出典：火災等共済組合報告値等
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度見込 3団体（減収額 7百万円） 令和4年度見込 3団体（減収額 7百万円） 令和5年度見込 3団体（減収額 7百万円） 令和6年度見込 3団体（減収額 7百万円） ※出典：火災等共済組合報告値等
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与するものであり、有効な手段となっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置における損金算入の特例2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の45%（火災共済協同組合連合会にあつては60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税されることから、必要最低限の措置として、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【直近事業年度損金算入額】 平成30年度 85百万円 適用団体数 4 (減収額 7百万円) 令和元年度 82百万円 適用団体数 3 (減収額 7百万円) 令和2年度 85百万円 適用団体数 3 (減収額 6百万円) ※ 出典：火災等共済組合報告値等から算出</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>道府県民税 1,497,874千円の内数 事業税 3,548,979千円の内数 市町村民税 4,540,429千円の内数 地方法人特別税 5,394,864千円の内数 ※ 令和元年度適用状況</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置により、課税時期を繰り延べすることにより、その期間における異常危険準備金の積立には促進され、有効に機能している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>異常危険準備金の額は、令和2年度末時点で53億円となっているが、これは平成30年7月の西日本豪雨及び令和元年の台風19号などにより当該準備金を大きく取り崩したことによるものである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和28年度 創設 昭和34年度 火災等共済組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用（積立率7%） 昭和53年度 積立率6% 昭和55年度 積立率4.5% 昭和57年度 積立率4% 昭和59年度 積立率2.5% 平成5年度 5年間の延長（積立率5%（本則2.5%）） 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長（積立率4%（本則2%）） 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長</p>